

大 阪 市

小学校・中学校教育課程編成要領

大阪市教育委員会

序

21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤となる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような状況において、児童・生徒が未来に向けてたくましく生きるためには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視する「生きる力」を身に付けることがますます重要となっている。

国は、平成18年12月に教育基本法の改正を行い、義務教育の目的を明らかにし、平成19年6月の学校教育法の改正では、これまで小学校と中学校に分かれていた教育の目標を「義務教育の目標」として一本化し、平成20年3月には、小学校と中学校の学習指導要領の改訂を行った。

本市では、このような国の教育改革や社会情勢等に鑑み、これまでの施策の検証と課題分析を改めて行い、平成20年12月に「大阪市教育改革プログラム 重点行動プラン2008－2011」を策定し、喫緊の課題である学力向上を中心に取り組んできた。しかしながら、全国学力・学習状況調査などからは、思考力・判断力・表現力等を問う記述式問題や知識・技能の活用問題、また、学習意欲や自主学習習慣の定着等について、引き続き課題が見られるという結果が出ている。

教育委員会としては、これらの課題の解決を図るため、「大阪市小中連携推進プラン」を本年3月に策定し、平成23年度より、すべての小・中学校が9年間を見据えて、小中一貫した教育を推進するとともに、その趣旨を受け、これまで小学校と中学校とが別々に作成してきた「教育課程編成要領」をまとめて作成することとした。

各学校においては、本編成要領の趣旨をふまえ、各学校の実態や教育課題、地域の特性などを考慮して、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施するとともに、その趣旨や内容を広く児童・生徒や保護者、地域にも周知いただくことを期待する。

最後に、本編成要領の作成にあたりご協力いただいた委員の皆様に対し、厚く感謝の意を表したい。

平成22年10月
大阪市教育委員会
教育長 永井 哲郎

目 次

第1章 教育課程の編成

1 趣 旨	1
2 基本方針	1
3 教育課程編成に当たり特に配慮すべき事項	2
(1) 「言語環境の整備と言語活動の充実」について	
(2) 「体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の充実」について	
(3) 「人間関係の構築と生徒指導の充実」について	
(4) 「見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視」について	
(5) 「将来の生き方について考える機会の充実」について	
(6) 「指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実」について	
(7) 「特別支援教育の充実」について	
(8) 「海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒の指導」について	
(9) 「情報教育の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用」について	
(10) 「学校図書館の利活用」について	
(11) 「指導の評価と改善」について	
(12) 「家庭や地域社会との連携及び社会施設等との連携や交流」について	
(13) 「部活動と教育課程との関連への留意」について	
4 教育課程の構成	11

第2章 教育課程編成の要領

1 教育課程編成の手順	15
2 教育課程編成の実際	16
3 指導計画の作成	16
4 教育課程の評価と改善	17

第3章 指導計画作成等に係る留意事項

国 語	18
社 会	28
算数、数学	39
理 科	49
生 活	58
音 楽	62

図画工作、美術	71
家庭、技術・家庭	79
体育、保健体育	89
外国語（英語）	100
道 徳	105
外国語活動	114
総合的な学習の時間	118
特別活動	123

第1章 教育課程の編成

1 趣 旨

この「大阪市小学校・中学校教育課程編成要領」は、大阪市立学校管理規則の規定により、大阪市立小学校が平成23年度以降の、大阪市立中学校が平成24年度以降の教育課程を編成するよりどころとして、基本的事項や努力すべき方向を示すものである。

2 基本方針

日本国憲法並びに教育基本法にのっとり、人間尊重の精神と態度を養うとともに、心豊かな人間の育成をめざした教育の推進を基本理念とした教育課程の編成を図らなければならない。

そのためには、「学校教育指針」及び「大阪市教育改革プログラム」の理念を継承する「大阪市教育振興基本計画」等をふまえ、人間尊重の教育を一層深化・充実し、「生きる力」をはぐくみ、未来に向けてたくましく生きる「なにわっ子」を育成する教育内容を構成する必要がある。

- (1) 民主的な社会の形成者として必要な人権尊重の精神と態度を養う教育課程を編成する。
- (2) 個性を尊重し、自ら学ぶ態度を育て、創造性を養う教育課程を編成する。
- (3) 真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う教育課程を編成する。
- (4) 健康でたくましい心身を育て、自律的な生活習慣や態度を養う教育課程を編成する。
- (5) 互いに敬愛し協力する集団を育て、社会連帯や国際理解の基礎を養う教育課程を編成する。

注) ◇「生きる力」とは

- 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力 など

◇学力の重要な3つの要素

- ①基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③学習意欲

中央教育審議会答申（平成20年1月17日）より

3 教育課程編成に当たり特に配慮すべき事項

◇ 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成する

各学校においては、児童・生徒に「生きる力」をはぐくむことをめざし、児童・生徒の発達の段階を考慮しつつ、知・徳・体の調和のとれた育成を重視する。

その際、公共の精神を尊ぶこと、環境の保全に寄与すること、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することなどの新たな教育の理念を踏まえるよう留意する。

◇ 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する。

◇ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成する

道徳教育については、道徳の時間を要として教育活動全体を通じて行い、発達の段階に応じた指導内容の重点化や体験活動の推進など、校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に全教師が協力して展開する。また、児童・生徒が感動を覚える教材の開発と活用などにより、その充実を図る。

体育については、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進や安全に関する指導を行う。

◇ 小学校と中学校の円滑な接続を図り、系統性・一貫性のある教育活動を行う

各中学校区においては、小学校・中学校の9年間を見据えた子ども像を共有するとともに、児童・生徒の発達段階に応じて、一人一人の教育的ニーズに応じた効果的な教育に継続的に取り組むため、児童・生徒の交流活動を深化・充実させるとともに、小・中学校の教員の協働による一貫した学習指導計画の作成や研修等に取り組み、教育活動の充実を図る。

教育課程の編成に当たっては、上記の4点を基本としながら、以下の点について配慮するものとする。

(1) 「言語環境の整備と言語活動の充実」について

各教科等の指導に当たっては、児童・生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図るうえで必要な言語環境を整え、児童・生徒の言語活動を充実させることが必要である。

ア 言語に関する能力を向上させ、言語に対する意識や関心を高め理解を深めることは、各教科等における指導だけでなく、学校生活全体において配慮する。

イ 児童・生徒が、日常生活における言語の役割や機能などについて意識や関心をもち、正しい国語を用いるように指導する。

ウ 児童・生徒の言語活動がより適正に行われるように、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整える。

エ 小学校段階では、教師の話し言葉などが児童の言語活動に与える影響が大きいので、適切に扱うよう留意する。また、中学校段階では、生徒による発表、討議、ノート記述、レポート作成などの言語活動を活発かつ適正に行い、豊かな言語能力を養っていくよう配慮する。

(2) 「体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の充実」について

各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童・生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫することが大切である。

ア 児童・生徒が、知的好奇心や探究心をもって主体的に学習に取り組む態度を養う。

イ 体験的な学習を積極的に取り入れ、問題解決的な学習を充実させるという学習のあり方については特定の教科等にとどまらず学校教育全体を通じて重視する。

ウ 児童・生徒が学習の目的を自覚し、学習における進歩の状況を意識し、進んで学習しようとする態度が育つよう配慮する。

エ これらの学習を指導計画に適切に位置付け、教材、指導形態、1単位時間や授業時数の運用などに創意工夫を加え、積極的に取り入れる。

オ これらの学習を展開するに当たっては、学習の内容と児童・生徒の発達の段階に応じて安全への配慮を十分に行う。

(3) 「人間関係の構築と生活指導の充実」について

教師と児童・生徒の信頼関係及び、児童・生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童・生徒理解を深めることが大切である。その際、小学校段階では、学級経営の充実のもと、また、中学校段階では生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生活指導の充実を図ることに留意する。

児童・生徒一人一人の人格を尊重しながら、小学校段階では規範意識をはぐくみ、中学校段階では個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助する。

【小学校】

- ア 生活指導を着実に進めるうえでの基盤は学級であるので、学級担任の教師は、調和のとれた学級経営の目標を設定し、全体的な構想を立てる。
- イ 日ごろのきめ細かい観察とコミュニケーションを基本に、面接など適切な方法を用いて、一人一人の児童を客観的かつ総合的に認識するように努める。
- ウ 児童に自己存在感や自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培う。
- エ 分かる喜びや学ぶ意義を実感できない授業は、様々な問題行動を生じさせる一因となることも考えられるので、児童一人一人の特性を十分把握したうえで、他の教師の助言や協力を得て、指導技術の向上、指導方法や指導体制などの工夫改善を図り、学習指導が充実するよう努める。
- オ 生活指導は、全教職員の共通理解を図り、学校全体として協力して進める。また、学級担任の教師は他の教職員と連携しながら学級経営を進めることが大切であり、開かれた学級経営の実現をめざす。
- カ 家庭や地域社会との連携を密にし、特に保護者との間で児童理解、児童に対する指導のあり方について共通理解を図る。

【中学校】

- ア 生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成をめざすという生活指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、一層の充実を図る。
- イ 生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、広い視野から生徒理解を行う。また、生徒の内面に対する共感的理解をもって生徒理解を深めるよう留意する。
- ウ 教育機能としての生活指導は、教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行う。また、教育活動全体を通じて生活指導の機能が発揮できるように、教育課程の編成に当たっては、十分配慮する。
- エ 家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にし、生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生活指導を推進する。

(4) 「見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視」について

各教科等の指導に当たっては、児童・生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れる。

- ア 授業の冒頭に当該授業での学習の見通しを児童・生徒に理解させたり、授業の最後に当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりする。

イ 児童・生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり、学習した内容を振り返って復習したりする習慣を確立する。

ウ これらの活動を計画的に取り入れ、児童・生徒が自主的に学ぶ態度をはぐくむことで、学習意欲の向上を図るとともに、学習内容を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力を育成する。

(5) 「将来の生き方について考える機会の充実」について

【小学校】「課題選択や自己の生き方考える機会の充実」

各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫する。

ア 各教科等の指導において、児童が主体的に自分の生活体験や興味・関心をもとに課題を見付け、自分に合った方法を選択して解決に取り組むことができるように配慮し、課題選択能力や解決能力を育てる。

イ 児童が自分自身を見つめ、自らの将来について目を向ける機会などを通して、自分のよさなどに気づき、自分らしい生き方を実現していこうとする態度を育成する。

ウ 自らの将来について考える機会を設けることは、児童の自立心や自律性をはぐくむうえで重要であることを踏まえ、その充実に努めるとともに、児童の実態に応じ、きめ細かく相談に応じたり様々な情報を提供したりすることにも配慮する。

エ 学校の教育活動全体を通じて、全教職員が児童の発達の段階を考慮し、計画的、継続的な指導を行う。

オ 教職員が相互に密接な連絡をとり、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たり、家庭や地域との連携についても十分に考慮する。

【中学校】「ガイダンス機能と進路指導の充実」

生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンス機能を充実させる。また、生徒が主体的に進路を選択することができるよう、計画的、組織的な進路指導を行う。これらの指導は、学校の教育活動全体を通じて行う必要がある。

ア 生徒がよりよく適応し、主体的な選択やよりよい自己決定ができるよう、適切な情報提供や案内・説明、活動体験、各種の援助・相談活動などを学校として進める。

イ 入学時、新学期開始時期において、教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係が生まれるように配慮するとともに、生徒自身が学校や学級における諸活動や集団の意義、内容などについて十分に理解し、自発的によりよい生活に取り組むことができるよう創意工夫する。

- ウ 新たな学習や各種の学習活動の開始時期などにおいて、生徒がこれから始まる学習に対して積極的な意欲をもち、主体的に活動に取り組むことができるよう各教科等において十分に配慮する。
- エ 進路の選択に関して、生徒一人一人が自己理解を深め、自己の将来の生き方を考え、卒業後の進路を主体的に選択し、さらに積極的にその後の生活において自己実現を図ろうとする態度を育てる。
- オ 将来、様々な生き方や進路の選択可能性があることを理解するとともに、自らの意思と責任で自己の生き方、進路を選択することができるよう適切な指導・援助を行う。
- カ 進路指導は生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として重要な役割を果たすものであること、学ぶ意義の実感にもつながることを踏まえて指導する。
- キ 進路指導は、保護者の理解と協力が不可欠であるので、保護者とともに進めるようにするとともに、地域社会及び関係機関と連携して取り組む。

(6) 「指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実」について

- 各教科等の指導に当たっては、児童・生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童・生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童・生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。
- ア 児童・生徒が主体的に学習を進められるように、自分にふさわしい学習方法を模索するような態度を育てるとともに、児童・生徒からの相談に個別に応じるよう配慮する。
 - イ 個に応じた指導方法や指導体制を充実させるため、児童・生徒の実態、学校の実態などに応じて、すべての教職員が協力し、学校が一体となって工夫改善を進める。
 - ウ 児童・生徒の発達の段階や学習の実態などに配慮しながら、一斉授業に加え、様々な学習形態や指導を柔軟かつ多様に導入するよう工夫する。
 - エ 学習内容の習熟の程度に応じた指導は、学校の実情や児童・生徒の発達の段階等に応じ、適宜、必要な教科について行うものである。実施時期、指導方法、評価のあり方等について十分検討したうえで実施するよう配慮するとともに、児童・生徒に優越感や劣等感を生じさせたり、学習集団による学習内容の分化が長期化・固定化するなどして学習意欲を低下させたりすることがないようにする。

また、教師の適切な助言のもと、児童・生徒の興味・関心等に応じて、自分で課題や集団を選ぶことができるように配慮する。

オ 児童・生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導を実施する際には、それぞれのねらいを明らかにし、授業で扱う内容と学習指導要領に示す各教科等の目標と内容との関係を明確にする。

カ 小学校においては、従来の学級担任による全教科担任の学習形態にとらわれず、学年や教科によって指導形態を工夫するなど、各校の実態に応じて取り組む。

キ 指導体制については、それぞれの学校の実態等に応じ、学校内にとどまらず学校外の様々な分野の専門家の参加・協力を得るなど、その工夫改善に積極的に取り組む。

ク 保護者に対しては、指導内容・指導方法の工夫改善等を示した指導計画、期待される学習の充実に係る効果、導入の理由等を事前に説明するなどの配慮をする。

(7) 「特別支援教育の充実」について

障害のある児童・生徒については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童・生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行う。

ア 障害のある児童・生徒を指導するに当たり、まず、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）など、児童・生徒の障害の種類や程度を的確に把握する。

イ 通常学級にも、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症などの障害のある児童・生徒が在籍していることがあり、これらの児童・生徒については、障害の状態等に即し適切に指導する。

ウ 障害のある児童・生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成し、教職員の共通理解のもとにきめ細かに指導する。

エ 長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取り組みを示した計画（個別の教育支援計画）を作成する。

オ 校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど、学校全体の支援体制を整備する。

- カ 特別支援学級を適切に運営していくためにはすべての教師の理解と協力が必要であることを認識し、学校運営上の位置付けが明確になるよう留意する。
- キ 通級による指導は、担当教師同士が児童・生徒の様子や変化について定期的に情報交換を行い、通常学級においても生かされるようにするなど連携に努める。
- ク 障害のある児童・生徒の指導に当たっては、特に教職員の理解のあり方や指導の姿勢が、児童・生徒に大きく影響することに十分留意し、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努める。なお、学習上の配慮を要する児童・生徒については、それぞれの実態に応じたきめ細かな指導をするよう配慮する。
- ケ 特別支援学級の児童・生徒との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童・生徒の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し効果的な活動を設定する。

(8) 「海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒の指導」について

- 海外から帰国した児童・生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行う。
- ア 児童・生徒の受け入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該児童・生徒が自信や誇りをもって学校生活の中で自己実現を図ることができるように配慮する。
- イ 外国人児童・生徒等の中には、日常的な日本語の会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じている場合もあることに留意する。
- ウ 児童・生徒の実態によっては、抽出指導や放課後を活用した特別な指導などの配慮をする。
- エ 生活習慣の違いなどによる不適応の問題が生じる場合もあるので、教師自身が当該児童・生徒の在留国に関心をもち、理解しようとする姿勢を保ち、温かい対応を図るとともに、当該児童・生徒を取り巻く人間関係を好ましいものにするよう学級経営等において配慮する。また、外国人児童・生徒については、課外において当該国の言語や文化の学習の機会を設けることにも配慮する。
- オ 外国人児童・生徒と他の児童・生徒が互いの生活習慣や文化等を正しく理解し、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって、共に生きていくことができる資質や能力を育てるよう配慮する。
- カ 相互啓発を通じて、互いに尊重し合う態度を育て、国際理解を深めるとともに、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成する。

(9) 「情報教育の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用」について

各教科の指導に当たっては、小学校段階では、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実させる。中学校段階では、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実させる。また、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図る。

ア 情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させるよう留意する。

イ 児童・生徒のインターネットの使い方等の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮する。

ウ 携帯電話の利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、児童・生徒が情報モラルを身に付けることができるよう指導する。

エ 教材・教具を有効、適切に活用するために、教師はそれぞれの情報手段の操作に習熟するだけでなく、それぞれの情報手段の特性を理解し、指導の効果を高める方法について研究するよう努める。

オ 児童・生徒が安心して情報手段を活用できるよう、学校においては情報機器にフィルタリング機能の措置を講じるなど、情報セキュリティの確保に十分配慮する。

カ 中学校段階では、情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるよう学習活動を充実させる際、技術・家庭科と各教科等が相互に関連を図ることが重要であり、指導における連携や協力を留意する。

(10) 「学校図書館の利活用」について

学校図書館を計画的に利用するとともに、その機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する。

ア 学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして、図書及び学校教育に必要な資料やソフトウェア、コンピュータ等情報手段の導入に配慮する。

イ ゆとりのある快適なスペースの確保、校内での協力体制、運営などについて工夫する。

ウ 読書は、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養ううえで大切な活動である。児童・生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図る。

エ 保護者や地域社会の人々との連携・協力を進め、学校図書館が地域に開かれたものになるようにし、生涯学習に貢献することも大切である。

(11) 「指導の評価と改善」について

児童・生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすることが重要である。基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するための指導を行うためには、評価のあり方が大切である。いわゆる評価のための評価に終わることなく、児童・生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視し、教師が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かしていくことが特に大切である。

ア 評価に当たっては、児童・生徒の実態に応じた多様な学習を促すことを通して、主体的な学習の仕方が身に付くように配慮するとともに、学習意欲を喚起するよう工夫する。

イ 学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視し、特に、他者との比較ではなく一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたってどれだけ成長したかという視点を大切にして評価を行う。

ウ 児童・生徒が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題をもって学習を進めていけるような評価を行う。

エ 指導内容や児童・生徒の特性に応じて、評価の場面や方法を工夫する。

オ 学習の過程の適切な場面で評価を行うことや、教師による評価とともに、児童・生徒自身の学習意欲の向上につなげる観点から、児童・生徒による相互評価や自己評価などを工夫する。

(12) 「家庭や地域社会との連携及び社会施設等との連携や交流」について

学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど、家庭や地域社会との連携を深めることが重要である。また、学校相互の連携や交流を図るとともに、高齢者等との交流の機会を設けることが必要である。

ア 家庭や地域の人々とともに児童・生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童・生徒の生活の充実と活性化を図る。

イ 学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、児童・生徒の人間関係や経験を広げるなど、広い視野に立った適切な教育活動を進める。

ウ 高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心をはぐくみ、高齢者から様々な生きた知識や人間の生き方を学ぶために、高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設ける。

エ 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりして、積極的に交流を進める。

(13) 「部活動の意義と留意点」について【中学校】

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意し、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携等、運営上の工夫を行うことが必要である。

ア スポーツや文化及び科学等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するよう行う。

イ 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意する。

ウ 地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う。

4 教育課程の構成

(1) 小学校

① 全体構成

ア 小学校の教育課程は、法令及び文部科学省が示す小学校学習指導要領並びに本編成要領に基づいて編成する。

イ 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成する。

ウ 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。

エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進めることができる。

オ 特別支援学級にあっては、特に必要がある場合、文部科学省が示す特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とするなど、特別の教育課程によることができる。

② 授業時数等

ア 小学校における総授業時数は、下の表に定める授業時数を標準とし、一単位時間は45分とする。

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数						35	35
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	945	980	980	980

(特別活動の授業時数は、学級活動に充てるものとする)

イ 年間授業週数

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動〔特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。〕の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

ウ 特別活動の授業時数

特別活動の授業のうち、学級活動については、年間、第1学年は34時間、第2～6学年は35時間を充て、時間割表に位置付ける。児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

エ 授業の1単位時間の運用

各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、各学校においては、地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。

(2) 中学校

① 全体構成

ア 中学校の教育課程は、法令及び文部科学省が示す中学校学習指導要領並びに本編成要領に基づいて編成する。

イ 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成する。

ウ 特別支援学級にあつては、特に必要がある場合、文部科学省が示す特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とするなど、特別の教育課程によることができる。

② 授業時数等

ア 中学校における総授業時数は、下の表に定める授業時数を標準とし、一単位時間は50分とする。

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の授業時数	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

(特別活動の授業時数は、学級活動に充てるものとする)

イ 年間授業週数

各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動〔以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。〕の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

ウ 特別活動の授業時数

特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

エ 授業の1単位時間の運用

各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。各学校においては、地域や学校及び生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。

オ 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

カ 選択教科

各学校においては、選択教科を開設し、生徒に履修させることができる。その場合にあっては、地域や学校、生徒の実態を考慮し、すべての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め、選択教科の指導計画を作成するものとする。

選択教科の内容については、課題学習、補充的な学習や発展的な学習など、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう各学校において適切に定めるものとする。その際、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。

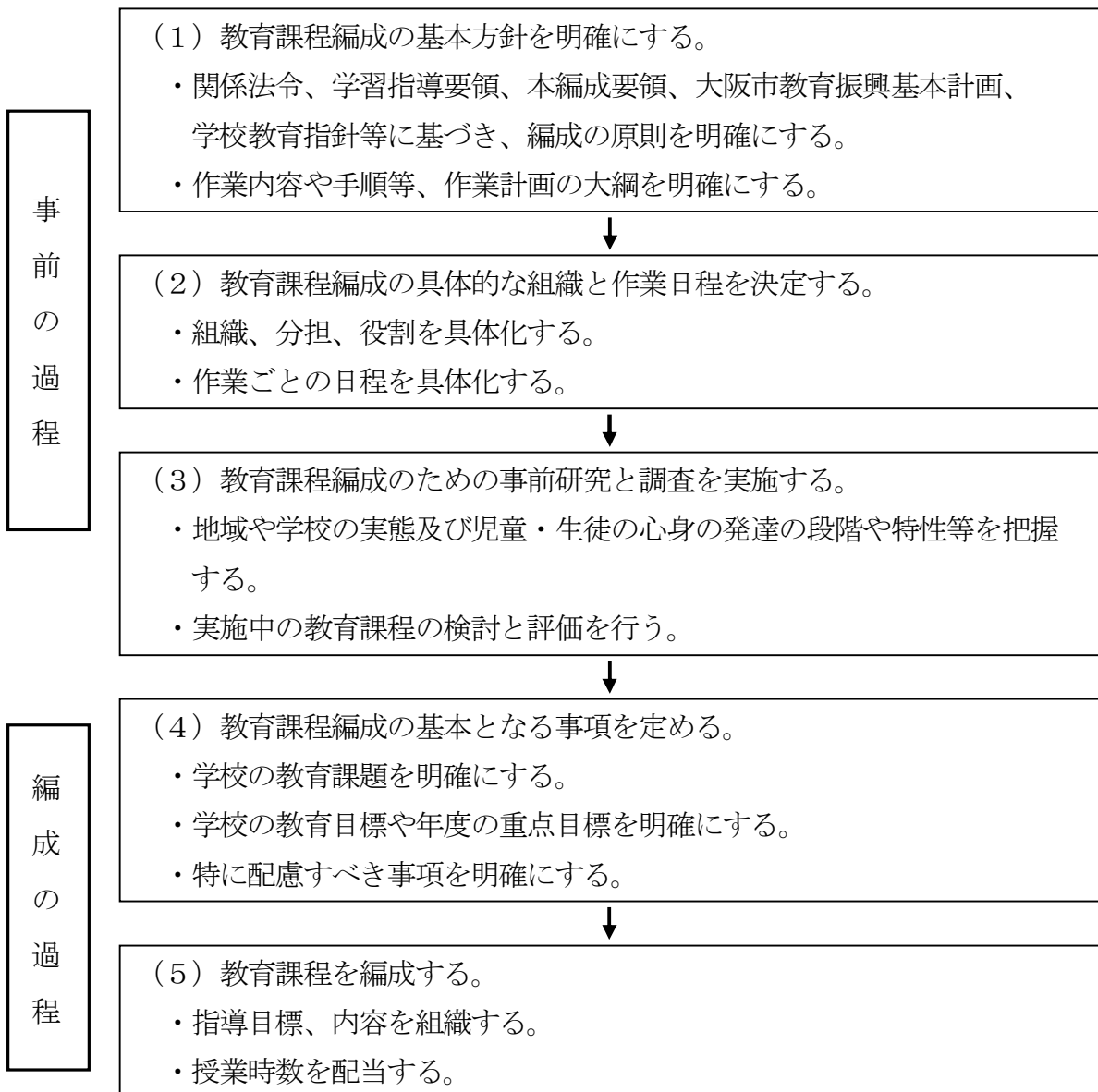
第2章 教育課程編成の要領

学校において編成すべき教育課程とは、各学校の教育目標の達成をめざし、教育内容を地域や学校の実態及び児童・生徒の心身の発達の段階や特性等に応じて、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

各学校において、創意工夫を生かした特色ある教育課程が編成・実施されるよう、基本となる事項について示す。

1 教育課程編成の手順

教育課程の編成の手順は、それぞれの学校がその実態に即して考えるべきものである。したがって、ここでは編成の手順の一例を示すこととする。



2 教育課程編成の実際

(1) 目標の設定

各学校においては、児童・生徒の実態や学校の置かれている各種の条件を分析して検討したうえで、それぞれの学校の教育の課題を正しくとらえ、それに応じた具体的な強調点や留意点を明らかにした学校教育目標を設定する必要がある。

年度の重点目標は、学校教育目標を具体化し、その年度における教育活動の実践目標として設定するものである。したがって、その年度の課題を重点的に取り上げ、年々、その積み上げによって学校教育目標が達成されるよう、発展的・組織的に設定することが大切である。

(2) 指導目標・内容の組織と授業時数の配当

教育課程は、児童・生徒の人間形成をめざす学校の教育活動全体の中で、学校教育目標や年度の重点目標をどのように達成するのか、また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導においてどれだけの時数を配当するのか等を示すものである。

したがって、指導目標・内容の組織と授業時数の配当に当たっては、学習指導要領の当該学年の目標及び内容、地域や学校の実態及び児童・生徒の心身の発達の段階や特性等を勘案して、適切に組織する必要がある。

3 指導計画の作成

(1) 教育課程と指導計画との関連

教育課程は、学校の教育目標を達成するための組織的・全体的な計画であるが、指導計画は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、教材、時数配当等を定めたより具体的な計画である。指導計画には、年間指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは、単元、題材、主題ごとの指導案にいたるまで、各種のものが考えられる。

(2) 指導計画の内容

教育課程に示された各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の内容を展開するためには、次の点に留意しなければならない。

ア 目標の設定

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標を達成するため、指導事項についての具体的な目標を設定する。

イ 単元（主題・題材等）の配列

具体的な目標を達成するために必要な項目を系統的・発展的に配列する。

- ウ 学習活動の組織化と指導方法の工夫
教師の指導事項と児童・生徒の主体的な学習活動を目指して組織化し、様々な指導方法を工夫する。
- エ 教材・教具等の関連
教材・教具等を指導目標が達成されるよう整備し、学習内容や学習活動との関連を図る。
- オ 時数の配当
指導内容との関連において、年間、学期、月、週ごとの授業時数を定める。
- カ 評価
評価の観点・時期・方法等の計画を立て、指導方法等の改善を図る。

4 教育課程の評価と改善

(1) 学校評価における教育課程の評価

学校評価については、「学校教育法」「学校教育法施行規則」及び「大阪市立学校管理規則」において、次のことが規定されている。

- ① 教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること
- ② 保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること
- ③ 自己評価の結果、学校関係者評価の結果を教育委員会に報告すること

本市では、各学校で自己評価を実施する共通の評価項目に「学習指導の重点」を定めるとともに、各学校の実態に応じて自己評価項目を追加設定することを可能としている。したがって、自己評価を実施する際、教育課程そのものを評価項目とし、「教育課程の編成や実施の管理の状況」「指導体制の整備や授業時数の配当の状況」等、教育課程に関する指標を設定したりすることも考えられる。

(2) 教育課程の改善

教育課程の改善は、編成、実施した教育課程を、地域や学校の実態及び児童・生徒の心身の発達の段階や特性に即して、より適切なものに改めることである。このような改善によってこそ、学校の教育活動が充実するとともに質を高めて、その効果を一層あげることが期待できる。

教育課程の改善は、各学校の創意工夫によって行われるものであるが、一般的には次のような手順が考えられる。

- ア 評価の資料を収集し、検討すること
- イ 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにすること
- ウ 改善案をつくり、実施すること